

2020年3月

受益者の皆様へ

PGIM ジャパン株式会社

「PRU海外株式マーケット・パフォーマー」  
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「PRU海外株式マーケット・パフォーマー」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2020年1月末日現在（純資産総額約19億523万円、受益権口数約7億5,545万口）、受益権口数が10億口を下回る状態が継続しており、今後も純資産総額の大幅な増加は見込めない状況にあるため、長期にわたり商品性に沿った効率的な運用をご提供するために十分な資産規模の維持が困難になっております。これらの状況を総合的に勘案し、運用を継続するよりも信託を終了することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款に基づき、信託終了（繰上償還）の手続きを実施させていただきたく、お知らせいたします。

当ファンドの取得申込みに際しましては、下記の内容を十分ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の手続きおよび日程

当ファンドの信託終了（繰上償還）について、ご異議のある受益者（公告日時点の当ファンドの受益者であり、2020年3月10日までに取得申込の受付が完了された方が対象となります。）は、当社に対し、書面により異議を申し立てることができます。

① 公告日（日本経済新聞）	2020年3月12日
② 異議申立期間	2020年3月12日から2020年4月13日まで
③ 信託終了（繰上償還）の可否決定	2020年4月15日
④ 買取請求期間	2020年4月22日から2020年5月11日まで
⑤ 取得申込・解約請求の最終受付日	2020年5月13日（販売会社により異なる場合があります。）
⑥ 信託終了日（予定）	2020年5月15日

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、公告日時点における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託終了（繰上償還）が決定いたします。

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、速やかに受益者にお知らせいたします。

以上